

パブリックコメント案件概要

案件名：（仮称）尼崎市手話言語条例（骨子素案）

1. 施策の概要

新たに、（仮称）尼崎市手話言語条例を制定する。

2. 施策策定（見直し）に至った背景・問題点など

平成23年に成立した改正障害者基本法において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の拡大が図られること。」と規定されているが、これまで手話が言語として認められなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、現在も、ろう者からは、多くの不便や不安を感じながら生活しているとの訴えがあり、手話に対する理解の広がりには未だ十分でない。

3. 目指す姿・対応策など

（仮称）尼崎市手話言語条例の制定により、手話が言語であるとの理解を拡げ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合う社会の実現を目指す。

4. 施策の対象範囲・期間など

市民、事業者、行政など

5. 市民意向調査の概要

平成28年12月5日から平成29年1月31日までホームページで意見募集を行った。
また、条例素案を作成するにあたり、平成28年12月15日から平成29年8月4日までに4回の「尼崎市手話言語条例検討協議会」を開催するほか、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会でも意見を伺った。

6. 施策の検討経過

（1）素案検討過程での主な論点

- ・基本理念について
- ・各主体の責務について
- ・施策の策定・推進について

（2）策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

・全日本ろうあ連盟が作成した市町村手話言語条例モデル条例案、他都市の先行条例や条例制定後の対応状況などを参考に、本市の実態を踏まえながら、当事者団体代表や手話通訳者、学識経験者等からなる「尼崎市手話言語条例検討協議会」等において検討の上、素案を作成した。

7. 今後のスケジュール

- ・平成29年9月8日～平成29年9月28日 市民意見公募手続の実施
- ・平成29年12月 市民意見公募手続結果を公表、市議会に上程

8. 添付資料

- ・（仮称）尼崎市手話言語条例（骨子素案）

9. お問い合わせ先

健康福祉局障害福祉担当（部）障害福祉政策担当
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F
電話番号 06-6489-6397、ファックス 06-6489-6351
メールアドレス ama-shogaikaku@city.amagasaki.hyogo.jp